

アルコールチェックの義務化と記録

1 安全運転管理者の業務は7つから9つへ（道路交通法施行規則第9条の10改正の概要）

令和3年11月10日「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令」が公布され、令和4年4月1日から業務として運転しようとする者及び運転を終了した者に対し、酒気帯びの有無を確認することなどが義務付けられました。

道路交通法施行規則第9条の10に定められている安全運転管理者の業務

- (1) 運転者の適性等の把握
- (2) 運行計画の作成
- (3) 交替運転者の配置
- (4) 異常気象時等の措置
- (5) 点呼等による安全運転の確保
- (6) 酒気帯びの有無の確認
- (7) 酒気帯びの有無の確認をした内容を記録すること。また、その記録を一年間保存すること。
注：令和5年2月現在延期されているアルコール検査機器を使用した確認が義務化されたときは、さらに「アルコール検査機器を常時有効に保持すること。」という業務が追加されます。
- (8) 運転日誌の備え付けと記録
- (9) 安全運転指導

2 酒気帯びの有無の確認

酒気帯びの有無を目視等で確認し、その内容を記録しなければなりません。

目視等で確認とは、原則として対面で、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子などで確認することです。

3 アルコール検知器使用による酒気帯びの有無の確認が、今後義務化される予定です

令和4年10月1日から実施することとなっていたアルコール検知器を使用した酒気帯びの有無の確認は、検知器の供給が十分ではない等の理由で延期されています。アルコール検知器を使用した確認がいつ義務化されるかは未定ですが、義務化された後は下表の業務が追加されます。

※ なお、すでにアルコール検知器を所有している事業所は、検知器使用義務化前でも検知器を使用した確認を行うよう努めてください。

アルコール検知器の使用義務化前と義務化後の違い

検知器使用の義務化前	検知器使用の義務化後
酒気帯びの有無を目視等で確認する。	酒気帯びの有無を <u>目視等に加えアルコール検知器で確認する</u> 。（目視等の確認は引き続き実施します。省略はできません）
酒気帯びの有無の確認の内容を記録し、その記録を一年間保存すること。	酒気帯びの有無の確認の内容を記録し、その記録を一年間保存すること及び <u>アルコール検知器を常時有効に保持すること</u> 。

4 アルコールチェックは運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者にしなければならない

- (1) チェックの対象となる者
 - ア 業務として運転を開始する前の者
 - イ 業務としての運転を終了した者

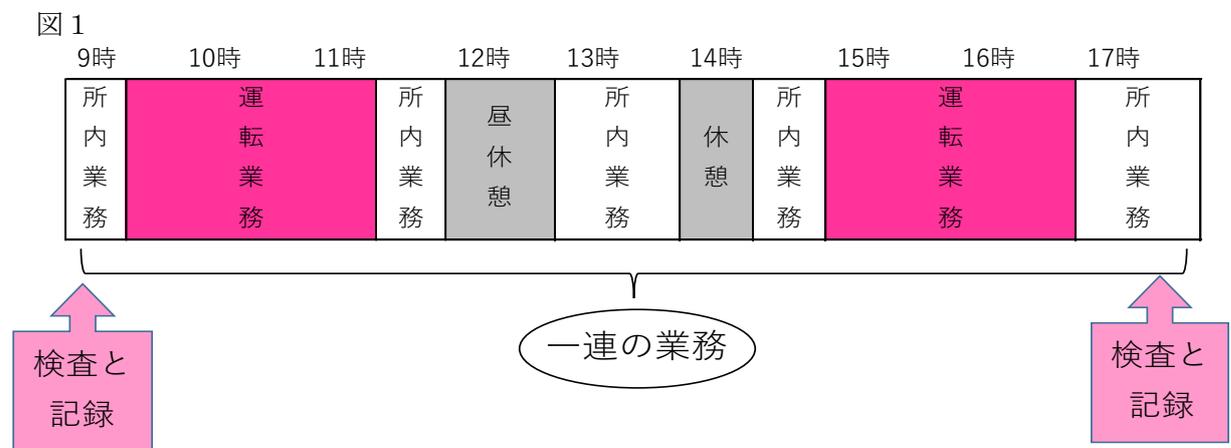
アルコール検査の対象となるのは、事業所の業務のために運転する者（私有車両を業務で使用する場合を含む）です。今回の法改正において業務として車を運転しない者は確認・記録の対象になっていません。

「私有車両を業務で使用する場合」とは、車両等の使用者（事業主）が、勤務時間において同車両を実質的に管理し、いわゆる社用車として運用するような場合をいいます。

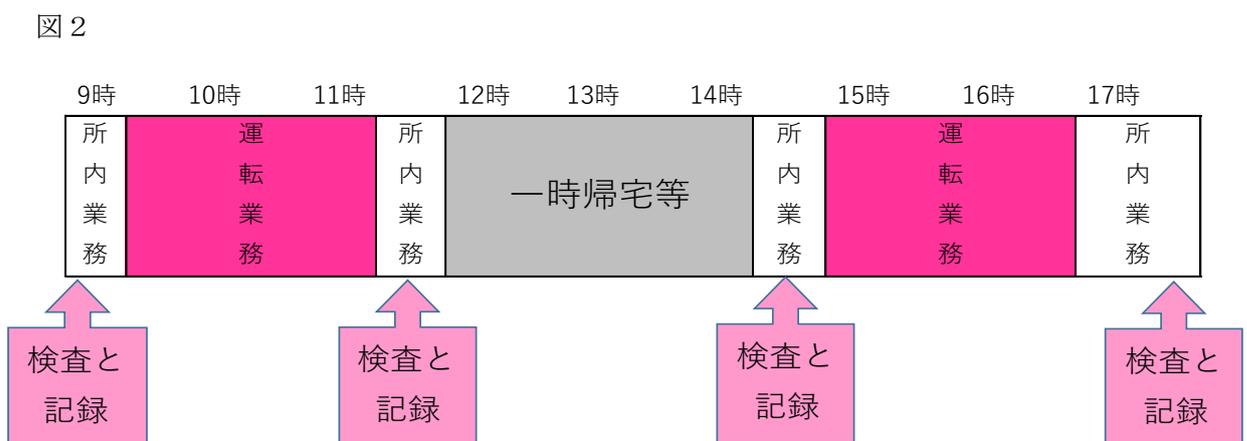
(2) 飲酒検知のタイミングについて

ア アルコールチェックは、「運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者」に対して行うこととなります。

なお、ここでの「運転」とは、一連の業務としての運転を指しますので、運転を含む業務の開始時や出勤時、及び業務の終了時や退勤時に行うことが可能です。（図1参照）



イ 業務の途中で帰宅するなどにより、勤務が途切れている場合は、「一連の業務」ではありませんので、勤務時間帯毎にそれぞれ運転（業務）前、運転（業務）後のアルコールチェックを行ってください。（図2参照）



(3) 飲酒検知のタイミングについて迷ったときには警察に相談する。

自分の事業所の業務形態が上記の図1、図2に当てはまらず、いつ検査をすべきか迷うこともあります。そのような時には、警察に相談して適切な検査のタイミングを確認してください。

5 法改正のポイント3

確認内容の記録は1年間保存しなければならない

(1) 記録しなければならない必須事項

- ① 確認者氏名（原則として安全運転管理者又は副安全運転管理者）
- ② 運転者氏名
- ③ 自動車のナンバー等（連番 5567 等でよい）
- ④ 確認の日時
- ⑤ 確認の方法
 - ・ アルコール検知器の使用の有無（目視等に加えてアルコール検知器を使用した確認を）
 - ・ 対面でない場合は具体的確認方法（直行・直帰などで電話での確認をした時など）
- ⑥ 酒気帯びの有無
- ⑦ 指示事項（酒気帯び有りの場合などにどのような措置を取ったのかを記録する）
- ⑧ その他必要な事項

(2) 記録様式について

法律で定められた書類様式やパソコンファイルはありません。記録様式を自ら作ることもできますが、このテキストと千葉県安全運転管理協会のホームページに掲載されている記録様式を活用することもできます。

千葉県安全運転管理協会のホームページには、手書きで作成する様式とマイクロソフトエクセルで作成する様式を掲載しています。

(3) 記録媒体と保存期間について

記録の保存の方法については、文書で保存するか、パソコンファイル等の電磁記録で保存することとなります。

電磁記録で保存する場合は、パソコンの故障や電磁ファイルが破損する場合がありますので、バックアップを取るなどの補完措置を取ってください。

保存期間は1年です。道路交通法第75条の2の2に基づき、公安委員会から保存記録の提出を求められることがありますので、適切に保存してください。

アルコール検査確認結果記録表(記載例)

(各車両の運転者が決まっている場合)

確認日 2023年4月15日

確認方法の凡例

- A～対面で検知器使用
- B～非対面で検知器使用
- C～対面で目視確認
- D～非対面で目視確認

※ アルコール検知器を使用した確認が義務化された後に検知器を使用しなかった場合は、その理由(急な故障など)と検知器に代わる措置について特記事項に記載すること。

運転者氏名		運転車両		酒気帯びの有無	検知された数値	指示事項・確認方法などの特記事項
田中和男		5548				
	確認者	確認時間	確認方法			帰着は〇〇営業所だったので携帯電話で声の調子を確認、携帯検査機の結果を報告させた
出発時	鈴木	9:25	C	なし		
帰着時	渡辺	17:10	B	なし		

運転者氏名		運転車両		酒気帯びの有無	検知された数値	指示事項・確認方法などの特記事項
山田太一		・175				
	確認者	確認時間	確認方法			
出発時	鈴木	9:25	A	なし		
帰着時	渡辺	17:10	A	なし		

運転者氏名		運転車両		酒気帯びの有無	検知された数値	指示事項・確認方法などの特記事項
佐藤次郎						
	確認者	確認時間	確認方法			出発時酒気帯び反応があったので運転禁止、事務作業に従事させた
出発時	鈴木	9:25	A	有り	0.10	
帰着時						

運転者氏名		運転車両		酒気帯びの有無	検知された数値	指示事項・確認方法などの特記事項
佐々木孝						
	確認者	確認時間	確認方法			マイカーで出勤しており、飲酒運転をしたと思われるので、〇〇警察署に通報した
出発時	鈴木	9:25	A	有り	0.20	
帰着時						

運転者氏名		運転車両		酒気帯びの有無	検知された数値	指示事項・確認方法などの特記事項
	確認者	確認時間	確認方法			
出発時						
帰着時						

記載例のない様式は、このホームページに掲載しています。

また、1台の車両を複数の運転者が使用する場合の様式も掲載しています。

運転日誌とアルコール検査確認結果記録表を一体にした様式です。運転日誌の作成と保管も法で定められた業務ですので、必ず実施してください。

運転日誌・アルコール検査確認結果記録表

年 月 日()		運転車両		運転者 (作成者)				
点呼	点呼の時間 点呼実施者	健康状態	服装	免許証 現物確認	点呼時の指示事項			
車両 点検	ブレーキ	タイヤ	灯火類	燃料	走行 距離	出発時 メーター	帰着時 メーター	走行距離
運行 状況	出発時間	帰着時間	運行目的		目的地		特記事項	

確認方法の凡例

- A～対面で検知器使用
- B～非対面で検知器使用
- C～対面で目視確認
- D～非対面で目視確認

※ アルコール検知器を使用した確認が義務化され後に検知器を使用しなかった場合は、その理由(急な故障など)と検知器に代わる措置について特記事項に記載すること。

	確認者	確認時間	確認方法	酒気帯びの有無	検知された数値	指示事項・確認方法などの特記事項
出発時						<input type="checkbox"/> 特記事項なし
帰着時						

	確認者	確認時間	確認方法	酒気帯びの有無	検知された数値	指示事項・確認方法などの特記事項
出発時						<input type="checkbox"/> 特記事項なし
帰着時						

事業所における飲酒運転防止

- (1) 従業員の飲酒のモラルと自己管理能力を向上させる指導
飲酒運転は絶対にしないという機運の醸成
二日酔い状態にならない適度な飲酒
- (2) 二日酔いになった場合等のルール作り
自動車通勤から電車通勤に変更する等
- (3) アルコール依存傾向がある従業員の人事上の措置
例えば、飲酒に関する自己管理ができず、仕事中に隠れて飲酒してしまうような人物を運転業務に就けることは非常に危険です。運転以外の業務を行う部署に配置転換する等も検討してください。

7 酒気ありの検査結果を想定した社内規定の整備

- (1) 酒気が検知された場合は運転をさせない社内規定
- (2) 代替え運転者の確保と運用規定
- (3) 運転禁止を指示したドライバーにどのような業務をさせるか
- (4) 警察通報の判断基準